

千葉市建設工事等入札参加基準審査委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、1件当たりの設計金額が3億円以上の建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託の入札の執行に係る入札参加資格等並びに千葉市入札参加者資格審査基準（平成23年9月28日施行）に規定する等級別格付基準及び等級別発注制限基準等について審議するため、千葉市建設工事等入札参加基準審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (3) 特定建設工事共同企業体への発注の適否並びに特定建設工事共同企業体の構成員数並びに代表者及び構成員の資格の設定に関すること。
- (4) 入札参加を希望する者について、等級別格付基準の設定に関すること。
- (5) 等級別格付に対応する発注額の基準設定に関すること。
- (6) 随意契約（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法等により、契約の相手方があらかじめ選定されているものを除く。）の相手方及び理由に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委 員 長)

第4条 委員長は、財政局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、総務局長がその職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総務局長
- (2) 都市局長
- (3) 建設局長
- (4) 総務局総務部長
- (5) 財政局財政部長

(6) 財政局資産経営部長

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する者

(会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、国県の法令等の改正に伴う軽微な変更、急施を要するもの又は委員会の会議を開く暇のないときは委員に回議してこれに代えることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、財政局資産経営部契約課において処理する。

(補 則)

第8条 委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。